

# 教員免許状における旧姓の取扱いについて

平成31年4月22日 規制改革推進会議  
文部科学省説明資料



## 【現行制度における取扱い】

- 免許状の記載事項に変更（氏名含む。）が生じた場合、法令上、その書換について義務はないため、免許状の書換交付の申請をしないことで、旧姓の免許状をそのまま使用することができる。
- 仮に、免許状に記載された氏名と、勤務する職場で使用する氏名が異なったとしても、その免許状が効力を失うことはない。
- 免許状の授与を受ける者は、都道府県教育委員会に対して申請を行う。
- 申請に必要な書類については、都道府県教育委員会が定める。

## 【今後の対応】

申請書類や免許状に旧姓を併記することについて生じる実務上の影響について、各都道府県教育委員会の意見も踏まえて、申請書類や免許状に旧姓の併記を可能とする上で必要となる以下の事項について検討する。

## 【検討が必要と思われる事項】

- 申請書類及び免許状の様式を変更するために必要な各都道府県教育委員会規則の変更
- 教員免許管理システム（※）の改修の必要性及び改修に必要な経費
- 事務手続きの変更に伴う各都道府県教育委員会の事務負担の増加

## ※教員免許管理システム

免許更新事務を円滑に実施するため、各都道府県保有の原簿情報を登録し、全国規模でネットワーク化されたシステム。

本システムは、47都道府県教育委員会で構成される「教員免許管理システム運営管理協議会」によって運用されており、経費は会員である47都道府県教育委員会が負担している。

## 【参考】関係法令

### ○教育職員免許法（昭和24年法律第147号）

第五条（略）

2～6（略）

7 免許状は、都道府県の教育委員会（以下「授与権者」という。）が授与する。

第五条の二 免許状の授与を受けようとする者は、申請書に授与権者が定める書類を添えて、授与権者に申し出るものとする。

2、3（略）

第八条 授与権者は、免許状を授与したときは、免許状の種類、その者の氏名及び本籍地、授与の日、免許状の有効期間の満了の日その他文部科学省令で定める事項を原簿に記入しなければならない。

2～3（略）

第十五条 免許状を有する者がその氏名又は本籍地を変更し、又は免許状を破損し、若しくは紛失したときは、その事由をしるして、免許状の書換又は再交付をその免許状を授与した授与権者に願い出ることができる。

### ○教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）

第七十一条 免許状の授与、新教育領域の追加の定め、書換若しくは再交付又は教育職員検定を受けようとする者は、免許法第五条の二第一項及び第三項に定めるもののほか、都道府県の教育委員会規則の定めるところにより、授与権者に申し出るものとする。